

中山間地域等直接支払 上田市基本方針

平成18年4月28日策定

1 趣旨

上田市は、千曲川が中央部を東西に流れ、そこから河岸段丘状に土地が広がり、それを囲むかたちで2,000m級の山々が連なっている地形であるため、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、上田市では、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金(以下、「交付金」という。)を平成21年度まで実施するものとする。

当該交付金により、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ交付金の対象地域の経済活動や生活環境等が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待される。

このような効果が期待される交付金を円滑かつ効果的に実施する上での必要な事項として、集落協定・個別協定の共通事項、集落相互間の連携、交付金の使用方法、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標についての上田市基本方針を定める。

2 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、同一の生産組織、生産法人等により農業生産活動が行われている場合など営農上一体性がある場合において、複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に上田市対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定地域(旧村)

殿城村、室賀村、西塩田村、西内村、東内村、本原村、傍陽村、長村、武石村

(イ) 振興山村法指定地域

室賀村、西内村、武石村

(ウ) 特認地域（旧村）

豊里村、塩尻村、泉田村、別所村、神科村、浦里村、東塩田村、中塩田村、丸子村、依田村、塩川村

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 上田市長が特に必要と認めるもの

「緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満、畑8度以上15度未満）」

a 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。ただし、急傾斜農用地と概ね同面積を上限とする。）

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、平成21年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする。（「林地化」については以下同じ。）

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの等）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないように、田等の場合、耕作又は管理されている農用地の上側の農用地法面の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農用地については、集落協定にあらかじめ平成21年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、平成21年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 現に自然災害を受けている農用地については、平成21年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場

合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

3 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは農業生産法人等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、平成18年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実状を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画について工程表の作成等を行うこととする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項

ア 農用地等保全マップの作成

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項（ただし、①～③の中から1つ以上は定めるものとする。）について定めた図面を協定認定年度に作成することとする。

① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置

② 鳥獣害防止対策が必要となる位置

- ③ 既耕作放棄地の復旧又は林地化を実現する範囲
- ④ 農作業の共同化又は受委託が必要となる範囲
- ⑤ その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

イ 農用地等保全マップに定めた活動の実践

農用地保全マップに定めた内容に基づき、以下のいずれかの活動を実施することとする。

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良
- ② 鳥獣害防止対策
- ③ 既耕作放棄地の復旧又は林地化

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれかを選択する。

（ア） 以下の要件の a～cのうちから2つ以上を選択し、さらにその中から1つ以上の活動項目を選択して、その活動項目における現況及び平成21年度までに達成する目標を定める。

a 生産性・収益向上のための活動

- (a) 機械・農作業の共同化
- (b) 高付加価値型農業の実践
- (c) 地場産農産物等の加工・販売

b 担い手育成のための活動

- (a) 新規就農者の確保
- (b) 認定農業者の育成
- (c) 担い手への農地集積
- (d) 担い手への農作業の委託

c 多面的機能の発揮のための活動

- (a) 保健休養機能を活かした都市住民等との交流
- (b) 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
- (c) 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携

（イ） 以下の要件の a 又は b のいずれかの活動項目を選択して、その活動項目における現況及び平成21年度までに達成する目標を定める。

a 集落を基礎とした集落営農組織の育成

b 担い手集積化

(5) 加算措置適用のために取り組むべき事項

ア 規模拡大加算については、集落協定又は個別協定に参加した農業者のうち、認定農業者等及び新規就農者が平成17年度以降、新たに、対象農用地に利用権の設定等又は農作業受委託契約に基づき、5年以上（契約の残存期間が5年未満であっても、交付金の交付期間に契約を更新する場合においては、引き続き対象とすることができる。）の期間継続して農業生産活動等を行う場合を対象とし、平成21年度まで交付する。

イ 土地利用調整加算については、平成21年度までに、認定農業者等、第3セクター、

特定農業法人、農業協同組合及び生産組織と新たに利用権の設定又は基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上の農作業）の受委託契約を対象農用地の30%以上において行った場合、協定農用地のすべてに加算をする。

ウ 耕作放棄地復旧加算については、平成21年度までに、既耕作放棄地の復旧を新たに協定農用地面積の3.5%以上行うこととした場合、当該復旧農用地に対して加算する。

ただし、復旧した農用地が認定農業者等、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合及び生産組織に利用権の設定等又は基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上の農作業）の受委託契約を行った場合は、耕作放棄地の復旧面積が3.5%以下の場合でも加算することができる。

エ 法人設立加算については、次の場合に加算することとする。

(7) 特定農業法人を設立する場合

(イ) 協定農用地の30%又は3haのいずれか多い方の面積以上の農用地を対象とした農業生産法人を設立する場合。ただし、協定外の農用地を含めて法人を設立する場合は、協定内農用地が1/3以上とする。

(6) 食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産目標

集落協定において、主に生産している作物等の作付け面積の目標を数値で記載する。なお、米の生産に関する目標については、米の数量調整実施要領（平成16年4月1日付け15総食第825号農林水産事務次官依命通知）第6の1の規定に基づき提出された水稻生産実施計画書との整合を図り、毎年度、これを定める必要がある。

(7) 集落協定等の公表

上田市長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、上田市は、毎年集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等直接支払いの実施状況を公表する。

(8) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(9) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

4 個別協定の共通事項

(1) 実施要領第4の2の(1)から(5)までのいずれかの基準を満たす農用地において、認定農業者、これに準ずる者として上田市長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農協及び生産組織等（以下「認定農業者等」という。）が、農用地の権限を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業

(田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業)の受委託について次のアからカまでの事項を規定する(ただし、カについては加算措置の適用を受ける場合のみ必須事項)。

- ア 協定の対象となる農用地
- イ 設定権利等の種類
- ウ 設定権利者、委託者名(出し手)
- エ 設定権利等の契約年月日、契約期間
- オ 交付金の使用方法
- カ 加算措置適用のために取り組むべき事項

- (2) 本市の認定農業者等が一団の農用地すべてを耕作する場合及び3ha以上の経営規模を有している場合(農業従事者一人当たりの所得が、長野県の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。)で、実施要領第6の2の(1)のアの(ウ)で定める農業生産活動等として取り組むべき事項を行う場合は、当該認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができる。

個別協定で、通常単価の交付の対象となるのは、次のとおりである。

- ア 自作地を含まない協定
- イ 自作地を含む協定で、実施要領の運用第7の2の(4)に定められる農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項として平成21年度までに利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業(田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業)の受託面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上増加する場合

- (3) 個別協定においては、1ha以上の農用地のまとまりを求めない。

5 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。)を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- (2) 農業従事者一人当たりの所得が長野県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としないが、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。
- (3) 認定農業者に準ずる者として上田市長が認定する者とは次のとおりである。

次に掲げる上田市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に定められた者

- ア 年間農業従事時間が1,900~2,100時間程度の基幹的農業従事者を有している

経営体

イ 主たる農業従事者一人当たりの所得が400万円程度の経営体

6 集落相互間の連携

上田市は、対象行為の取組み、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備の目標、米・麦・大豆・飼料作物等の生産目標等に係る取組が円滑になされるよう、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

また、上田市は、担い手のいない集落においても、担い手がいる集落の認定農業者等が利用権の設定等又は農作業受委託を行うことにより集落協定が円滑に締結され、農用地の適正な耕作・維持管理がなされるよう、集落の担い手の状況、担い手の意向等の把握に努めるとともに、他の担い手のいる集落との統合及び連携に努める。

特に、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な限界的集落等においては、当該限界集落と他集落との統合及び連携に努める。また、一集落内に複数存在する小規模な集落協定間の統合・連携にも努める。

さらに、地域農業の状況等に応じて、農業公社、NPO法人、農作業受託を行う民間法人等の多様な主体の役割を明確化し、これら主体の集落協定への参加・連携、個別協定の締結等が行われるよう努める。

7 交付金の使用方法

上田市の交付金の使用方法については、次のとおり本市のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

(1) 集落協定の場合

ア 上田市は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出する。

イ 集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から交付金額の概ね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されること、及び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(イ) 耕作放棄地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費

(ウ) 水路・農道等の維持管理費

(エ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(オ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費

(カ) 加算措置（規模拡大加算、土地利用調整加算、耕作放棄地復旧加算、法人設立加算）適用のために取り組むべき活動に要する経費

(キ) 既耕作放棄地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費

(ク) 交付金の積立・繰越

(ケ) その他

ウ さらに各筆毎の耕作者に耕作面積の割合に応じて支払う。

農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれかに交付した後、両者が話し合っ て按分する。

(2) 個別協定の場合

上田市は、交付金を、個別協定により農用地を引き受けた者に交付する。

8 交付金の返還等

(1) 交付金の返還

ア 協定違反となる場合

一部農用地について耕作放棄が生じ、集落内外の関係者(第3セクター等を含む。)でこれを引き受ける者が存在せず協定に違反した場合には、協定参加者に対し、協定農用地全てについて協定認定年度に遡って交付金の返還を求める。

このような事態を防止するため、上田市や農業委員会は農協等が農用地を引き受けるよう、あつせん、指導等を行う。

なお、協定農用地の一部を集落協定に参加する新規就農者の住宅用地に転用する場合であつて、上田市長が他に適切な住宅用地がないこと及び協定に定める活動等に支障がないことを判断した場合は、当該転用部分のみについて協定認定年度に遡って返還を求める。

イ マスタープランに定めた取り組みが行われなかった場合

中間年における評価で集落マスタープランに定めた取り組みが適切に実行されておらず、改善の見込みがない場合には当該年度以降の交付金の交付を行わない。

ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が行われない場合

集落協定及び個別協定で通常単価の要件として取り組むべき事項が平成21年度までに行われなかった場合は交付金額に0.2を乗じた額を協定認定年度に遡って返還する。なお、途中の年度で協定を変更して同事項を定めた協定に関しては当該変更年度からの返還とする。

また、中間年における評価の結果、通常単価の交付要件として取り組むべき事項が行われず、平成21年度までに行われることが困難な場合においても同様の返還措置を講じることとする。

エ 加算措置に係る事項が行われなかった場合

土地利用調整加算、法人設立加算について協定に位置付けた目標が平成21年度までに達成されない場合、または中間年の評価の結果、目標の達成が見込まれない場合においては、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

また、規模拡大加算を適用した農用地については、協定期間中に利用権の設定等又は農作業受委託契約の解除が行われた場合は当該農地分の交付金を協定認定年度に遡って返還し、次年度以降の交付金の対象としない。

さらに、耕作放棄地復旧加算を適用している農用地に関しては、平成21年度までに耕作放棄地の復旧が行われなかった場合には、当該農用地分の交付金を協定認定

年度に遡って返還し、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(2) 不可抗力の場合の免責

次のような場合は不可抗力として協定認定年度に遡っての返還は求めないが、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該年度以降の支払いは行わない。

ア 農業者の死亡、病気等の場合

イ 自然災害の場合

ウ 土地収用法(昭和26年法律第219号)等に基づき収用もしくは使用を受けた場合
又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合

エ 農地転用の許可を受けて農業用施設用地等とした場合

(ア) 農業者等が、農業用施設を建設するに当たり、農用地区域内の農用地を農業用施設用地に転用した場合(農用地区域内の土地の用途区分が農業用施設用地とされたものに限る。)

(イ) 公共事業により資材置き場等として農用地が一時的に使用(当該事業が土地収用事業等であり、事業終了後に農用地に復旧されるものに限る。)される場合。

この場合は、農用地として農業生産活動等が開始された年度から交付金の交付対象とする。

また、アの場合において集落協定の他の構成員が高齢化等により当該農用地を引き受けることが困難であるときは、集落の代表者は速やかに上田市、農業委員会等に対し、受託者、賃借者のあっせん等を申し出る。

9 生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標

将来における持続的な農業生産活動等を可能とするため、現状と5年後の生産性・収益の向上、担い手の定着及び生活環境の整備等に関するそれぞれの目標を定め、それらの目標の達成のための施策(新規就農者の参入、オペレーター等の募集、雇用状況の改善、認定農業者の育成、担い手への農用地の利用集積の促進、生活環境の整備等)を講じるとともに、集落協定においては、以下の目標の中から集落で取り組む事項を選択させる。

(1) 生産性・収益の向上に関する目標

ア 農作業の効率化を推進するため、農作業の受委託を推進する。

イ 農業機械・施設の共同利用を進める。

ウ 農作業の共同化を進める。

エ 農用地の連担化・交換分合等により生産性の向上を図る。

集落内の話し合いにより、担い手に農用地が集積するよう農用地の連担化や交換分合等により生産性の向上を図る。

オ 高付加価値型農業の推進を図る。

(2) 担い手の定着に関する目標

ア 新規就農者の参入を図る。

(ア) 新規就農者に対して集落内の離農者の家屋を利用・整備する等住宅の確保を図る。

(イ) 上田市、農業委員会と連携し、新規就農者の受け入れ先農家の確保や、農業技

術習得のための研修への担い手の参加を図る。

イ オペレーターの育成・確保を図る。

ウ 認定農業者の育成を図る。

認定農業者の経営研修、技術研修等の研修会への参加を図る。

エ 利用権設定等による担い手への農用地の面的集積を図る。

農用地利用についての利用権の設定又は農作業受委託を希望する農用地所有者は集落の代表者や農地流動化推進員等を通じて上田市、農業委員会等に申し出る。

(3) 生活環境の整備等に関する目標

ア 農道、集落排水等の生活環境の整備を図る。

イ 高齢化に対応した生活環境の整備、高齢者活動の支援等の高齢者対策の推進を図る。

高齢者の豊富な知識・経験を活用し、伝統文化、伝統工芸などの伝承・指導等の支援を行う。

10 実施状況の公表及び評価

上田市長は、中間年評価として、平成19年度の実施状況の確認に併せて平成19年度中に集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定められた計画が実施されているか、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況を確認し、その結果について評価を行う。また、最終年についても、中間年評価に準じた評価を行う。

なお、上田市長は、当該協定の取り組みが計画どおりに実施されておらず、改善措置を行っても活動目標の達成が困難だと判断した場合には、交付金の次年度以降の停止等を行うことができる。

11 その他必要な事項

(1) 耕作放棄地の復旧に対する支援

ア 耕作放棄地の復旧は「元気な地域づくり交付金」を活用しつつ推進する。

イ 「元気な地域づくり交付金」を実施することにより、耕作放棄の復旧を図る場合は、次に掲げるとおり記述するものとする。

耕作放棄地の復旧のため、集落協定が締結される区域内において、耕作放棄地を含めて土地条件を整備することが必要な場合には、「元気な地域づくり交付金」のうち遊休農地活用土地条件整備を活用する。

なお、その実施にあたっては、費用対効果の算定結果において投資効率が1.0以上となっているほか、次の点に留意する。

(ア) 農業生産活動を目的とした土地条件整備

a 受益者数は3者以上であること。

b 面整備に係るものにあつては、次のいずれかに該当すること。

(a) 遊休農地を活用しようとする者（以下「遊休農地活用者」という。）が、現に関係権利者から所有権の移転又は賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）の設定

若しくは移転を受けているもの。

(b) 遊休農地活用者が所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることにつき、関係権利者から同意又は確約を書面をもって得ているもの。

(c) 遊休農地活用者が将来的に所有権の移転又は賃借権、使用貸借による権利及び使用収益権の設定若しくは移転を受けることを前提として、試行的に農作業の受託を行う場合であって、書面によって契約されているもの。

c 農業生産法人以外の法人が遊休農地活用者となる場合には、上田市又は農地保有合理化法人が実施主体となって整備を実施すること。

(イ) 市民農園の整備を目的とした土地条件等の整備

a 整備の対象となる市民農園は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の承認又は市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第3項の認定を受けているものであること。

b 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が開設する場合にあつては、受益者数3者以上であること。

c 地方公共団体及び農業協同組合以外の者で農地を所有していない者が市民農園を開設しようとする場合には、上田市又は農地保有合理化法人が実施主体となって整備を実施すること。

(2) 土地改良通年施行等について

地形的に恵まれない中山間地域において、生産性の向上等を図るため、地域の実情に応じた適切な基盤整備等を推進する。